

第 28 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 7 月 5 日（月）午後 1 時 00 分～午後 2 時 53 分
場 所 津センターパレス 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、渡邊悌爾委員、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

はい。どうも皆さんこんにちは。今日は今ご案内をいたしましたけれども 28 回です。本当に夏になってしましまして、今日も何か、また外が変な天気ですが、お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。今日の議事ですけれども、合併期日を含めまして 4 つほど、いろいろとご審議を煩わすことになると思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。ご挨拶はこのくらいにして、早速始めさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第の 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより会議の進行を議長に移させていただきます。それでは、会長よろしくお願いをいたします。

会 長 はい。それでは、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして議長を務めさせていただきます。委員の皆さんにおかれましては、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げます。それでは、今日の議事に入りたいと思います。先ず、今日の会議は委員の方 25 人、皆さんご出席で勿論規約第 9 条第 1 項の規定を満たしておりますので成立をすることを、先ずお話をいたします。次に、今日の会議の会議録の署名委員をお願いをいたします。一志町長の前山さん、それから、美杉の今井議長さん、お願いをいたします。それから、3 号委員から木下委員さん、お願いをいたします。それで、今日の議事に入りますが、それより前に少し時間をいただきまして、幹事長から前回協議会での発言につきまして、訂正またお話をしたい、こういう申し出がございますので、皆さんにお聞きをいただきたいと思います。それでは、高橋さん。

幹 事 長 はい。幹事長でございます。前回 6 月 23 日の第 27 回協議会におけます独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済の掛金の調整に関連いたしまして、私の説明で言葉足らずのところございましたので、この場をお借りして陳謝いたしますとともに不適當な発言については、議事録の方から削除をさせていただきたく、お願いを申し上げる次第でございます。少し補足いたしますと、日本スポーツ振興センターの災害共済の掛金につきましては、調整内容といたしまして、保護者負担は求めますものの合併後当分の間は負担額を軽減するという事で前回確認をいただいております。この調整案は津市以外の 9 市町村では、公立の小中学校、幼稚園について、保護者負担を求めているというもので、久居市の保育園では年額 240 円の保護者負担を求めているということでございましたことから調整案の中で具体の金額は示してありませんでしたが、当面の負担軽減として、この程度の水準であれば、公立の小中学校、幼稚園につきましても、本来の共済制度の趣旨というものに則り、保護者負担を求めることとしても理解が得られるのではないかとということで提案をさせていただいたもの

でございます。議長からの求めによりまして幹事会での議論ということの説明の中で、不適当な発言がございましたので、その削除方よろしく願いする次第でございます。

会 長 はい、ただ今幹事長から前回の協議会での発言について、訂正または説明をいたしました。それでは、今の幹事長の発言に何か皆さんのお気持ちがありましたら、願いをいたしましょう。はい、八太さん、どうぞ。

八太委員 すいません。座ったままで失礼いたします。今幹事長が説明をいただいたことで、私どもは決められたことに問題は申し上げていないところでございますが、私どもの特別委員会で、実は幹事長の発言に、今からしっかり申し上げますので、お聞き取りをいただければ、ありがたいと思います。幹事長の発言として「八太委員に申し上げたいのは久居市の実態をよくご判断の上発言をいただきたいということでございます。」ということですよ。我々は、私はあくまでも久居市議会の代表でここで発言させていただいていきますので、今幹事長が言われたことは、久居市の実態をよくご判断を、津市の助役さんで幹事長より、私ども久居市議会がこんなこと言われる筋合いはないんですよ、違うんですか、私は久居市の代表でここで申し上げているんやし、決定については、私は異論を申し上げておりませんよ、何事も。しかし、こんなことで、久居市議会がすんなり、私の発言に幹事長が言われたことで、ああ、そうですかと下がれますか。何として、このまま帰っていくんですか、私が、この文案の発言したことも、きちっと読み上げて、これについては削除して訂正しますと、そうさせてもらいますと言われたら、私はそれじゃ言うことはないと思いますよ。しかし、今陳謝されたことでは、すみませんよ。もう一度、きちっと久居市議会、もしくは久居市民に向かって、きちっと陳謝してください。

会 長 それでは、今の八太委員さんのお話について、それじゃ再度幹事長さん。

幹事長 改めて、久居市議会、それから久居市の皆様方に陳謝申し上げます。具体的に削除をお願いしたい部分でございますが、会長から独立行政法人日本スポーツ振興センターの件に関しまして幹事会としての考え方を説明してくださいというご質問に対しまして、私の発言の中で八太委員に申し上げたいのは、久居市の実態をよくご勘案の上ご発言をいただきたいということでございますという部分につきまして削除をお願いしたいということでございます。以上よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、再度幹事長が説明というよりも、前回の発言の削除を含めまして、八太委員さんにお話をいたしました。お断りしたことも内容に含まれておると思いますので、ご承知をいただきたいと思います。それでは、この件はこれにて。次に入ります。それでは、会議次第の第3、今日の議事の協議事項に入ります。皆さんにお配りをいたしました会議次第では協議第96号となっておりますが、その後の各団体でも多くの議論があったと承っております。協議第120号でございます。このことを今日は先に議題といたしたいと思います。

3 議 事

(1) 協議事項

・協議第120号 合併の期日について《協定項目》

会 長 協議第120号合併の期日について《協定項目》です。前回の協議会で、私は平成17年1月を目標に協議を続けてまいりました。そして、協議の若干の遅れも考えますと平成17年1月は難しいこともあり、いろんな条件を総合的に判断をいたしまして、4月1日案が住民の皆さんにも最も理解していただけるのではないかと考えて、ご提案をしました。前回の協議会の席上で、久居市の八太委員からは、当協議会は在任特例を採用していないこと、また合併特例法の改正もあったことから、最大1年延長を視野に入れて検討してはどうかとのご意見や、安濃町の浅生委員からは、離脱決議が出

されている状況でもあり、4月1日では理解を得られない、こういうご意見がございました。一方、白山町の天花寺委員さんからは、目標から大きく外れないように努力すべきであり、3案の中では最も近い3月14日が最適であるとのご意見でありました。その他、芸濃町の柴田委員、河芸町の水谷委員、第3号委員の木下委員からも、それぞれご意見をいただきました。このような中、私からは合併期日を延期することにつきまして、住民の皆さんに説明ができる理由も含めて各委員にお尋ねをいたしました。本日の7月5日には、それぞれ市町村として意思決定をしていただいた上で協議会に望んでいただきたいと思いますようお願いをしたところです。その後、いろいろとご議論いただき、津市におきましても、6月30日の全員協議会では、合併期日のことで枠組が壊れるようなことがあっては残念である、他の市町村も、それぞれ合併しないということではなくて、もう少し待ってというようなご意見もあり、そういったことのことをよく理解してとのご意見もありました。私といたしましては、これまで2年半にわたりまして、任意から合併協議会にかけまして、丁寧に議論をし、調整をしてきた結果を踏まえて申し上げてきております。確かに調整の遅れもございまして、合併期日も当初の1月目標より若干遅れますが、更にこれを大きく延期することを住民の皆さん方にご説明をし、ご理解をいただける理由というのは、なかなか見出しにくいのではないかと、こんなふうにも申し上げて、さて、合併期日に関しまして、津市議会の検討の結果、また中川委員から説明があると思っておりますが、それぞれ各市町村におかれまして、前回の協議会以降にご検討をいただきまして、各市町村としてまとめられた内容をお伺いをしたいと思っております。私の4月1日案に対しまして、大きく違ったご所見の団体からお伺いをしていこうと思っております。それから、小さく違ったご所見がおありでしたら、その方は、その団体は続きください。それから、賛成と言われる団体も一応全員の方からお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたしたいと思っております。それから、何度も申し上げますけれども、これから住民の皆さんにきちっとした説明責任があると思っております。協議会もございまして、皆さんもおありでしょう、特にご説明になる理由をはっきりと分かりやすくおっしゃっていただきたい、こんなふうに思っております。そして、その後、3号委員さんからのご所見もお伺いをしたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお伺いをいたしたいと思っております。それでは、長々と申し上げましたけれども、始めに、いろんな各団体でのご議論をいただいた、その内容をご披露をしていただきましょう。お願いをいたします。ご所見はございませんか。はい、どうぞ、久居の八太委員さん。

八太委員 前回会長から平成17年4月1日というご提案をいただきました。大きく違うところからだと、こういうご発言なり説明がありましたので、私の方から申し上げさせていただきますと存じます。それから、今、会長が久居市の方からは在任特例がないから、また法が1年延長したからということを強調されました。私の前回の発言にも、このようなことがあったと思っておりますけれども、私の申し上げたい本音は、そのことじゃなかったというふうに思っておりますが、在任特例の言葉を出したことによって、皆さん方に心配をおかけしたということにつきましては言葉足らずであったなど、説明不足であったなどというふうに反省をいたしておるところでございます。今、会長からもお話をいただきましたように、私ども久居市が1年延期をして欲しい。17年の1月の合併期日を1年延ばして欲しいということにつきまして、久居市議会の特別委員会でご協議をいただいている中で主な意見を申し上げさせていただきますと思っております。合併後の久居市役所の機能はどうなるのか、具体的な内容はどう決まったのか、内容はほとんど決まっていないということが問題視されているところでございます。また新市まちづくり計画の具体的な事業も決まっておらず、合併後、久居市で実施される事業の保障は何もない、調整内容は久居市にとって変えなきゃならん内容は非常に多い、市民のためにならない合併は必要でない、十分な審議を尽くすために期日を定められたくないというようなことでございます。それから、久居市にとっては、ほとんどの

項目が市民負担の増加であるということ、これが今私どもが市民に説明ができにくいところだというふうに理解をいたしておるところでございます。また、今まででもすり合わせの中でもいいんですけども、国保料金なり、公共料金が本当に久居市が高くなってくるといってございまして、そのことについても、市民に説明をきちっとさせてもらえるように時間がいただきたい、こういうことだと思っております。それから、大事な職員定数等の重要な問題についても合併後に処理することは認められないということで、きちっと出していただき、今日、協議第 96 号の一般職の身分のところでも出てくるわけですけども、その問題も触れられておるところでございますし、一番大事なことを、これは前回は私も申し上げたと思いますが、前回の発言では、6 か月ぐらいすり合わせが遅れておるといって申し上げましたが、現実にはスケジュールが 7 か月遅れておる、こういう話も出ておるところでございます。それと同時に四役と議員のリストラによって浮いた財源をどのように使うのか見えてこないということございまして、やっぱり、決められたように議員の定数も少なくし、特別職の 4 名の方も市長を始めとする 4 名の方の削減もして、それが、どういうふうにして新市のために、市民の了解をもらえるよう使われているのかということも明確にすると、もっといいなという気持ちであるということ久居市議会では話をさせていただいておるところございまして、必ずこの 10 市町村の合併をさせていただきたい、その一念で論じていただいておりますので、合併を崩すということは目的でございせん。あくまでも 10 市町村の仲間に入れていただきながら、私どもは久居市議会としても市民にしっかりと報告をさせていただけるようお願いしたい、こういうことございまして、誤解のないように一つご協力、またご指導いただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

会 長 ありがとうございます。それじゃ、いかがでしょうか。はい、どうぞ。
浅生委員 安濃町の浅生でございます。先般の 27 回の協議会で提案されました 4 月 1 日について、私どもも議会での議論を述べさせていただきまして、27 回の時も申しましたとおり、原点は 1 年を延ばして欲しいという議員が多々ございまして、いろいろとその中で 4 月 1 日という意見の方も 3 名あります。その中で住民の理解、また住民代表の議員の理解を得るためには、少なくとも 6 か月、9 月までの期間を要するのではないかと、議長の私が提案をさせていただき、いろいろとした問題があった中で最終的には、議長に一任するということございまして、最低 6 か月、9 月ということで、私どもそれ以上は 1 歩も下がれないということございまして、以上、終わります。

会 長 どうも浅生さん、ありがとうございます。それでは、次にどなたか。はい、水谷さん、どうぞ。

水谷委員 河芸の水谷です。私どもの議会での対応について、冒頭に会長の方からお話がありましたように、大幅に内容が違うという感じがあるかどうか、それは別問題といたしまして、考え方については、まとまっておりますので、その点を申し上げたいと思っております。幹事会の原案であります 4 月 1 日期日をいろいろと説明をいたしました、結論的には全員の賛成は非常に、やっぱり、得られなかったです。ただ 1 人それで行ったらどうですという内容でございました。多数は、やっぱり、延長を考えるということを中心に議論が出てまいりました。その理由を申し上げますと、1 つには 4 月 1 日説を持っていても、既にこの期日、日程の当初の計画よりは大幅に遅れておると思っております。だから、それを 1 か月、2 か月延期をしても、遅れたところについての住民説明はきちっとしなきゃならん、そうでないと、スタンスがないということが 1 つ、それから、こういう問題について一番大きく問題としてクローズアップされとるのは、会計年度の区切りがいいという、この発想に重点が置かれておる。つまり、大事なことは住民に対して、この合併がどういう位置付けにあるんだ、それから今、いろんな問題が積み残しになっている部分については、どうなんだということの視点が少し偏っているんじゃないか、その辺が問題としてクリアするには非常に大きな障害になっ

てくるというのが1つ、それから、今1つは、やはり、業務内容を精査しますと、少なくともこの4月1日で行きますと、例えば、敢えて、いわゆる電算システム、窓口のサービスの円滑な問題、こういうことを考えますと前日まで使っている。それを10の市町村で切り替えができるのだろうか、非常に混乱が生じてくるんじゃないかということが、やっぱり、当然出てくる。その時に一番被害を被る、混乱をするのは誰だといったら住民サイドです。この面から見ても少し拙速すぎるんじゃないかというような問題、それから、一番大事な要素をもってありますのは、私ども、いろいろな場で在任特例で主張してきました、この後の取扱いの1つでございますが、少なくともそれぞれの総合計画の継続性をうたって、それを見届けようというのが当初の出発点でございます。それを事業課目ごとで担保しようという確認ができておりますが、これは協定文書ではありません。付属文書で確認いたすことでありますから、今少し、新市の予算編成とか、あるいはこの計画案については、どう扱われるかということについては、きちっと、やっぱり、見届ける必要がある。それというのは、少ししんぼうができておるんだから、延長するという方向で、それをきちっと確認するという作業が残るんじゃないか、これが大勢でございました。従って、私どもはそういうことを前提にしながら、やはり、どうしてもこの問題については、10の市町村が痛みを覚えながら、いろいろ課題を整理してきたと、そういう中で合併という2文字に活路を信じて枠組を大切にしていきたいということで、私どもとしては、6か月、つまり10月1日までの延長という意見が大勢を占めたということだけ申し上げます。

会 長
柴田委員

はい、どうもありがとうございました。はい、芸濃町さんお願いします。芸濃町の議会を代表しまして、25日に特別委員会を開催した結果をご報告させていただきます。前回にも申し上げたように、合併をしてしまうと、もう我々の意見は、ちょっと、遠くなるといったことから、分庁舎方式、いわゆる今までの我々の町の計画と申しますか、そんなものに対して、あるいは月々の仕事においても明確にこうします、ああしますということが返答できないということから、半年かけて、議長さんは半年かけて、その分煮詰めていくというふうに言われましたけれども、やっぱり、芸濃町議会としては、そういった問題が非常に頭の中に抜けていかないということから、4月1日の会長提案について、私ども芸濃町議会は4月30日までが任期になりました。任期満了ということで、その後になると改選になるわけなんでございますけれども、選挙してでも、やっぱり、住民の立場から考えてみないと、もう少し話を持っていきたいといったことから、大多数で、大多数の方が久居市さんの案にあってこいということでございますので、前回と同様、芸濃町議会は改選してでも久居市さんの意見に合わせたいと思います。以上です。

会 長
永田委員

ありがとうございました。どうぞ。すいません、美里村です。いろいろこの合併の期日につきましては、先般23日に協議会で会長案をいただきました4月1日会長案いただきました。そして、その中におきましても、4月1日ということについての会長の理由というものも述べられておりました。私どもも29日に特別委員会開きまして、いろいろ協議をいたしました。会長案なるほどなというようなところで理解は示す議員も確かにみえたことはみえたんですけども、いろいろ協議する中におきまして、折角みんながここまで、会長さん、ひとつお願いしたいのは、10人が一丸となってゴールを目指して、もうゴール間近になってきたという所において、いろんな新聞、マスコミ等見てみますと、我々が理解する中においては、相当に強硬な意見も出ておるといようなところで、できれば、私はもう全部10人が同じような形でゴールしたいなというふうなつもりであります。いわゆる、私の思いは河芸さんが言われたようなところが一番妥当かなというふうなことも議会では話をいたしました。そういった意味からも是非とも1つお願いしたいのは、私どもはもう随分長い間10人が一緒にやってきて、もうゴール間近になってから変な形になるというのは望まないの、できれば会長さん、そこらを1つ配慮

していただければなど、特に、これは強くお願いしたいな、このように思います。

会 長
天花寺委員

どうもありがとうございました。それでは、こっちですね。天花寺さん。
白山町の天花寺でございます。去る6月10日議長の方から合併期日の3つの案について提示されました。6月23日の協議会におきましては、白山町は合併期日には、平成17年、基本項目として平成17年1月とするということがありますので、一番近い3月14日を合併期日とされることを要望いたしました。7月1日白山町の議会全員をもって構成する特別委員会に、6月23日提示されました協議第120号として合併期日を平成17年4月1日とするこの協議いたしましたけれども、議員全員が、やはり、合併期日は3月14日が一番いいんじゃないか、一番近くでいいんじゃないか、それが本当と違うかという意見でございました。4月1日、あるいは5月連休明けにつきましては、一応白山町だけが期日を決めるわけでないで議長に任せるということでございました。しかし、いろいろ考えてみますと、津市という名前、基本項目を別としてでも、これ議員の資格についても、身分につきましても、随分もめました。当然事務的な統合も生まれてくると思います。そういうことからいきますと、3月14日の案、その前の休日を利用して事務を統合する。しかし、4月1日には非常に無理があるんじゃないか、そうしますと、5月の連休明けが一番事務統合には住民に迷惑がかからない統合ができるんじゃないかということも思っていますが、私どもが主張する3月14日、あるいは5月連休明けという案が浮かんでくるわけですが、何れにしましても、白山町特別委員会は3月14日を主張するというので、当日は4月1日案及び5月連休明け案は全く協議の対象になりませんでした。そういうことで白山町は強く3月14日を主張していきます。そういう議員の、委員会の結論でございました。以上、ご報告申し上げます。

会 長
豊田委員

どうもありがとうございました。それでは、はい、どうぞ、豊田さん。
一志町でございます。この提案されました合併の期日については私ども6月28日に合併全協を開催いたしまして、議員一人ひとりの意見を聞きました。この協議第120号について、賛成の議員さんが4名ございました。その他、途中の連休の方とかいうお話もございまして、休みの議員さんもございましたが、やはり、多数の議員さんが1年延長をしてはどうかという話でございました。6名ございました。それで、理由としましては、やはり、この協議会の協議項目について、もう少しまだ煮詰まっていないので、この基本項目の中にも、まだまだ慎重審議をしなければいけない、またこの新法もできたということで、そういう形でやってはどうか、またまちづくり計画につきましても、もう少し具体的内容にまだ入っていない、そういうことで、もう少し協議期間がいるんじゃないかということで多数の議員さんが1年延長したらどうかというのが一志町の意見でございます。

会 長
藤川委員

ありがとうございました。それでは、藤川さんお願いします。
香良洲町でございます。私ども26回の協議会において会長より提案されました3案3月14日、4月1日、5月の連休明けについて全協で協議した結果、5月連休明けという多数で決定、多数、一応連休明けというのが8名、それから、2名の方が4月1日ということであって、議会として多数が連休明けということで、事務局へ報告させていただきました。次の27回の協議会において、4月1日案でいかがですかということで提案されましたが、私どもとしましては4月1日よりあまり遅れない5月連休明けということで再確認し、その理由として3月、4月におきましては、民間企業また官公庁、役所におきましても人事異動がありまして、その異動が一段落する、またそして、連休が多い5月の連休を使って電算システム等をつなぎ込むのに一番スムーズに行くということで出していくと4月、5月連休明けの6日に合併期日をお願いしたいと思います。但し、4月1日にこの協議会で決定されれば、私ども常々香良洲町が言っていますように合併がありきで事が進んでおりますので、そういうふうには従いたいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、今井さん、お願いします。

今井委員 最後になりましたけれども、美杉村でございます。私とこの議会も30日に特別合併に関する協議会を開きました。意見が2つに分かれたわけでございます。前回提示されました4月1日という案に対しましては、3名の議員が賛成でございましたけれども、2名の議員の欠席がありまして残り6名ですが、6名の全員が1年間延長ということで意見の集約をみたわけでございます。理由は先ほどから皆さんが各延長を望まれておられます議会の方々が言われたとほぼ同じ理由でございまして、やはり、美杉村もいろいろなことがございました。それらも全て含めて住民ともう少し時間を掛けてじっくりと話し合いもし理解を求めていく必要がある、そういう理由が主でございますので、数の上で申し上げたとおりでございます。その他の3月あるいは連休明け等は意見がございませんでした。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、中川さん。

中川委員 津市議会の中川でございます。前回に提示されました4月1日案をどうするかということで私どもも議論をさせていただきました。6月の30日に全員協議会を開き議論し、その後、7月1日に会派代表者会議で各会派での意見集約結果を集約をさせていただきました。結論から申し上げますと津市議会といたしましては、多数で調整案どおり賛成であり、合併期日は17年4月1日ということで進めていただきたいと思います。4月1日に賛成の理由といたしましては、調整案の選定理由ということでも上がっておりますが、市町村の事業年度の開始日で事務事業や予算、決算でも最も移行し易く、普通交付税の算定替のメリットを最大限受けられること、窓口業務に関しては担当部局に説明を求めたところ、少しの費用負担が伴うものの平日での移行作業も例年どおり支障なく移行可能であるとのことでもございました。調整案に対しまして他の意見もございました。新市のプラン策定までもう少し市民の皆さんの声を聞く等、なお議論すべきものは残っているのではないかとの意見、決定では慎重な対応をという意見、また在任特例を選択したのと同様の取扱いと言われることのないような期日の決定をと、このような調整案に対する意見もございましたが、多数をもって津市の議会は4月1日に賛成をさせていただきたい。以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。それでは、団体は皆お伺いしましたね。では3号委員さん、お願いをしたいと思います。個々にお話をいただくのか、それとも、お話をされておまとめになったのか、お任せをいたします。

渡邊委員 3号委員は特に話し合い、これについてしておりませんので、個々に意見を述べますということでございます。結論、私の結論は調整案どおり4月1日で行くべきであるというふうに考えます。その理由は、既にこの合併特例法の延長というようなことが出てくる以前から既に17年1月の合併に向けて調整、それから、議論を進めてきたわけでありまして。それが、この法律で若干の猶予ができたから直ちに、更に議論の時間を長く取らなきゃならないという理由は見当たらないわけでありまして。それから、特例法は、やはり来年の3月末には必ず議会、それまでに議会の議決はしなければなりません。従って議会の議決を各構成団体が責任を持ってするまでに十分にそれぞれの住民さんに対する理解を求めていくはずなんです。だから、この協議会での議論をそれ以上長くするという特段の理由は今見当たらないわけです。また9月であるとか、あるいは5月であるとか、そのような中間的なご意見も市町村がご披露されましたけれども、これは何れも、やはり、年度途中ということになりますと非常に、例えば、いろいろな移行措置というのが途中で必要になってまいりまして、やはり、年度途中での変更というようなことで市民に対して迷惑をかける。そういうような混乱が予想されるわけですので合理的ではないと思います。そういった意味で調整案が一番望ましいし、そういうことで進んできたという経緯から今議論のスピードダウンということは、かえって構成市町村の住民に対して説明がつかない。そういうふうには私には思いません。

会 長 ありがとうございます。それじゃ、鈴木さんお願いします。

鈴木(秀) それでは、私からも個々の意見ということで、私商工会議所の先日、皆さんもうご
委 員 存知だろうと思いますけれども、近藤市長、池田両市長にご出席をいただきまして、
津商工会議所と久居商工会議所の合併の調印式を行いました。合併期日は4月1日
であります。これにつきまして、現在の皆さん各市町村のご意見の中には、少し遅れる
というご意見も先ほどからございましたので、それについてはどうかということにつ
いて議論いたしました。基本的に商工会議所としては、4月1日を変えないというこ
とで結論が現在のところ出ておりますが、これには勿論前提として少し遅れても、こ
の合併の枠組は変わらないという前提がございますので、ひとつその辺も十分にご理
解いただきたいと思います。ただ、先ほどもお話ございましたが、この合併につい
ては各市町村で議会で決定権があるということになりますと決定権のあるところ対し
て、非常に住民の注文が集まると思いますし、良識のあると言いますか、これまで議
論されてきた内容に沿った形で基本的に各議会が承認をしていただき、それには必ず
住民に対しての責任もある、説明もできる形での議会での決定を望ましていただき
たいというふうに思います。会議所の立場から以上です。

会 長 どうもありがとうございました。それじゃ、織田さん、すいません。

織田委員 はい。久居の織田でございます。私も鈴木さんと同等で、久居商工会議所の会長と
して、ここへ出席させていただいておりますので商工会議所の立場から少し意見を述
べさせていただきます。鈴木さんが言われましたこととかぶると思いますけれども、
その点はよろしくご了承の程お願い申し上げます。津地区合併協議会では、平成 17
年 1 月 1 日合併で当初発表されて、会議所では、平成 17 年 4 月 1 日の方針を立てて、
平成 16 年 1 月に相手方津市さんですね、全員議員総会にて議決され、平成 16 年 2 月
23 日に三重県知事、津近藤市長、久居池田市長の立会いの基に、津商工会議所田村会
頭、久居商工会議所庄山会頭と合併の基本的条件を記載した合併承認書へ署名された
ことは津市長、久居市長さんもお承知のことと思います。現在、商工会議所ではビジ
ョンを作るよう進めており平成 17 年 4 月 1 日に向けて調整中でございます。市民の為
に時間を掛けて 1 年間延長するとか 9 月までとかいうご意見をたくさん頂いておりま
すけれども、私も久居市の 1 市民としまして、その点はよく分かるんでございますけ
ども、折角今日まで 10 市町村が合併協議会を進めてまいりまして、当初多少の延びはあ
っても、平成 17 年 4 月 1 日に向かって合併協議会を進めていただくことが会議所から
の要望でございます。それがまた全人件費削減、住民の痛みを分かる合併につながる
と思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。それじゃ、木下さん。

木下委員 はい。私も調整案に賛成させていただきたいと思います。私あんまり難しいことは
分からないんですが、前に、こういう資料が出されたと思うんですが、合併にかかわ
りまして任期特例を使うとどの位の費用がかかるか、今回私の周りの方々にも、いろ
んなご意見を聞きまして、私自身もその中で考えまして、1 年間延長するというこ
とは、どれぐらいの費用がかかるんだろうか、ちょっと、事務局の方に調べていただき
ました。議員報酬 1 年延長しますと、だいたい 9 億、38 人でいきますと 3 億 5 千万、
これ全く大雑把なことなんですけれど、そういうことを計算していきますと、あと特
別職とか、それから、私たちの、こうやって合併協議会 1 年間やって、前々回ご報告
がありましたけれど 3 千万かかる、そういうことをいろいろ考えますと 1 年間やりま
すと、大体これもまた大雑把な数字ですので間違いがあるかも知れませんが、大
体 12 億 1 千万から 2 千万ぐらい。さあ、ここで私ちょっと考えまして、今日、これで
28 回合併協議会やりました。非常に私自身は先に合併してから、いろんなことを取り
決めましようって、本当にそれでいいのかなと思うことが多々ありました。しかし、
10 市町村が合併まで漕ぎ着けていくということは並々ならぬ努力と時間と知恵とい
ろんなものがあるんだなということを今回こうして 1 住民として参加させていただき

まして、いろんな勉強をさせていただきました。そこで、もう1つ考えましたのは、だからこそ合併のその後にかかる時間とお金というのは、ものすごく、やはり、かかるんじゃないか、そうしたら、やはり、無駄なお金を少しでも減らすという努力こそ大事ではないかな。国の方からいろんな形で変更、変更ときます。本当に1年変更したことがまた変わらないという補償は果たしてあるんだろうか。もうちょっと自分たちは自立した考え方をしていかなければいけないのではないかなといろいろなことを思います。浅識ではありますけれども、そのようなことをいろいろと多々考えまして調整案に賛成させていただくということを出しました。

会 長 ありがとうございます。それじゃ、最後になりましたが、すいません。青木さん。
青木委員 少し意見を述べさせていただきたいと思います。ご承知のように社会の変化が非常に大きくなってきております。そういうことでありますので、市町村合併といえますのは、住民サービスの向上と行政運営の効率化、そういうことを行って住民の期待に応えていくものだ、ということが大変重要だろうというふうに思っているところです。最も大事なことは市町村合併は住民の為の合併であり、またこれまで10市町村が、これまで議員さんの定数を始め、住民負担等の難しい問題をみんなで努力してきたと、そういうことを考えれば、この10市町村すべてによる合併の実現ということが大切であるというふうに思っております。現在、合併期日については17年4月1日ということで提案を出されておりますけれども、既に合併協議会では2年以上にわたり各種項目の協議を重ねてきております。また新市のまちづくり計画これも確認をされて、ほぼ全ての調整項目の同意が整ってきている状況であります。今後はこういった状況をスムーズに新市に移行していくと、そういうことが大事だということからすれば、4月1日が望ましいのではないかと考えております。しかしながら、本日のいろんな各市町村及び議会のご意見をお伺いしますと、幾つかの市町村から合併期日の延長についての意見が出されておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり住民の為の合併であるということとを考慮すれば、3つあるんですけども、枠組は壊さない。それから、できるだけ早い時期に合併するということが必然であろう。またやむを得ず小幅で延長すると、そういう場合には延長理由というのを住民に明確に説明できる。この3つが非常に大事であろうというふうに考えておりますので、こうした事を基本に今日出された意見について更に議論を十分行っていただいて合併期日をまとめていただきたいというふうに考えております。

会 長 ありがとうございます。一通りお伺いをいたしました。いろんなご意見を聞いていただいている、ご自分の団体のまとめなり、それから3号委員さんのご意見なり、お一人お一人がお考えになって、もうちょっと、この辺をというふうにお気付きになられたんでしたら承りますが。もう大体みな話したとおっしゃれば、それまで、じゃ浅生さん。

浅生委員 今、申しました期日の9月一杯と言うことが中途半端とかというような3号委員さんからの発言ですが、それぐらいを目途に住民に納得してもらいたいし、また住民代表の議員にも納得をしてもらおうという最低の期日がそれぐらい必要でなかるかということで私が発言させていただきました。そこで、県民局長さんにお尋ねいたしますけども、今回の新法の、国が決めた新法は何の為に1年延長を認めたか、また自治組織についての権限等の問題についても今度の新法でいわれておりますが、その、この10市町村の活用がどのようになるかということが、まだ見えていないということも延長を申し入れておる原因の1つであります。そういうことを踏まえて、一度、県民局長さんのご見解をお尋ねいたします。

会 長 ずっと、こうお伺いしてきまして、お互いのご意見の、ご意見に対しての議論というのは、また、後でやりたいと思いますけれども、今の浅生さんのお話は特例法の考え方のご質問ですので、じゃ、青木さん、ちょっと、受けていただけませんか。

青木委員 特例法につきましては、ご承知だと思いますけれども、来年の3月31日までに合併

をするということで、前の法律で決められておりました。それで、その後、現在のいろんな状況を見ていったところでは、その分合併が遅れておるところもあり、3月31日までに議決をしたけれども、その後合併までに、いろんな事務的なこと等詰めるに当たって、もう少し時間がかかる、そういう場合の、その合併が、合併する期日が、それを過ぎても合併の期日がそこまで、きちっと成されておれば事務的にちょっと遅れてもよろしいですよと、そういう意味と、勿論申し上げたように合併の協議会も、そういったこともあるだろうと思いますが、そういったようなことで今度の新法ができておるといふふうに思っております。それですので、当然3月31日までに、その議決を得ておかなければいけないというのが前提条件で成されておるといふふうに考えておるところです。

会 長 よろしいですね。ありがとうございました。皆さんからいろんなご意見を伺いまして、今まではお伺いすることでした。さて、今から協議会としまして、前々からお話しておりますように、合併期日というのは1個ですので、どれか1個にきちんと決めなきゃいけません。それで、ずっとお伺いをいたしましたら、いろんな言葉でご表現になりましたので、少し私としても後から進めていく時に、また間違いもあってもいいけませんので、ちょっと、暫く議事録といいたしまししょうか、録音がありますから、それも聞いて確認をしたいし、ちょっと、正副会長さんをご相談もしたいので、暫く休憩をさせていただきたいと思っております。そんなに時間は取らせませんので、どうぞよろしく。じゃ、正副会長さん、すいませんが、ちょっと、僕と同行してください。それでは、休憩。

<暫時休憩>

会 長 どうもお待たせしまして、すいませんでした。いらっしゃいますね。それでは、会議を再開させていただきます。今まで、いろんなご意見を伺ってまいりまして、ご意見の趣旨も今少し確認をしてまいりました。それで、ちょっと、考え方申し上げておきますから、お聞き取りください。前回の協議会で、それぞれ7月には皆さんのところ、住民説明会を予定をさせていただいております。ここで基本4項目の合併期日もお話をしていかなければならないということやら、それから、8月には合併協定書の調印式も予定をしておりますので、今日7月5日に合併期日を決めていただきたいと、こんなふうに申し上げてまいりました。しかし、先ほどずっとご意見を伺ってまいりまして、それぞれのご意見もございまして、どうも、ここで議論を重ねて、なかなか1つにまとめ切れないのかなというふうにも感じました。それで、私もまとめ役といたしまして、ご所見もいろいろございましたが、この10の市町村の合併は是非実現をしたいと、こんなふうに考えておりますし、そのために協議会の委員の皆さん、それから、それぞれ委員の方が、それぞれの団体にいらっしゃるし、それから、職員にも本当に大事な時間をいただきまして合併協議を進めてまいりました。こんなご努力と、それから、時間、勿論それに対する予算もいただきまして、後2つの協議項目を残すと、こういうところまでできて、私もいろんな方に皆さんの団体の住民の方にもしよっちゅう積極的にお話を伺っていますけれども、10市町村の合併に大きく期待するという声もたくさんございます。勿論それと違ったご意見もあるんですけども、合併期日のことだけで10の市町村の合併を今ここで壊すというわけにもまいらない雰囲気も、先ほど皆さんのお話の中から伺いました。従いまして、もう一度各市町村でご検討いただきたいと思います。丁度よく、これから市町村の住民説明会が予定をされております。合併期日も決めずに説明会を開催するという事は、ある意味では住民の皆さん方に申し訳ないんですけども、今、合併期日が4月1日というふうに提案をさせていただいておりますことと、それから、今日のご意見を聞いていただいて延期等の意見があること、こんなこともご説明をいただき直接住民の皆さんとの議論を踏まえて、そして、合併期日をいつにするのが最善であるか、これをお考えをいただきたいと、こんなふうに思います。ですから、その時に、それぞれの皆さんの考え方

をご説明をしてください。そういう考え方と、それから、協議会長案の4月1日を並べていただいて、そして住民の皆さんの意思を十分お聞き取りをいただきたい。その結果を踏まえまして恐縮ですが、大事な事ですので、再度次回協議会でお考えをお伺いしたいと、こんなふうに思います。こういうように念には念を入れることで、ということか、そういう入れることが今大切だと、こんなふうに思いました。そして、合併期日といいましょうか、合併期間を考えますと8月には協議会での合併期日を確認をいたしまして、そして合併協定書の調印を済ませまして、やはり9月議会には、それぞれの市町村議会の合併の議案を提案をしていただきたいなど、こんなふうに考えます。いろいろご質問がというか、ご説明にお入りになりますと、ご意見が出てくると思います。こんなふうに少し詰めたような議論というのは、あるのかないのか分かりませんが、念の為に、例えば住民の皆さんの中から、そんなに意見が違つと、あるいはどこかが合併協議会を離脱したらどうなるのか、こんなようなご質問も考えられます。その時には、こういうふうにお考えをいただきたいなと思います。どこかが離脱すれば新しい枠組を、というか、新しい枠組で、まあ、あるのかないのか知れませんが、あるとすれば、新しい枠組で法定合併協議会を組み直さなければいけません。その手続きを、じゃ、できるんかということになると思いますけれども、やるとすれば、9月議会をお願いをし、そして急いで協議を進め合併をしようとする市町村の12月議会で議決、県議会には翌年3月、こんなふうにはなるでしょう。そういうふうに、どこか離脱するところは離脱する。後組み直しということであれば、今申し上げましたようなスケジュールになれば、4月1日の合併は、これは無理ということになります。それから、慎重審議が尽くされていない為に、更に協議が必要、こういうご意見もありましょうし、それから、合併するに当たりまして細部の項目の調整案が示されていないので合併が判断できん。こういうふうに言われる方もございましょう。それらにつきましては、今まで協議会としてお話をしておりますけれども、合併までの半年程度の期間の中でできるだけ早い時期に調整をいたしまして、協議会へ協議され報告されるということをご説明をしていただきたい、こんなふうに思います。私は合併の是非は今まで26項目を中心にいたしまして、いろいろ議論をしてきていただいたわけですが、まあ、再度、再度と言ってもどこまで再度にいくのかということですが、26項目、この協定項目の詰め、こういうところで、大方の合併は判断をされてきているのが普通でございます。これに加えまして、新市の組織でありますとか、機構、それから職員の処遇、これも一つひとつの事柄でありますけれども、これも合併が1つ確立になりませんと、ある意味で具体的に調整に入っていけないというのもございます。9月議会でそれぞれの市町村議会でのご判断がいただけましたら、他にも合併までに調整をするという項目を合わせまして、調整が済み次第協議会へ協議、報告をしていきたい、こんなふうに思います。長々と申し上げてまいりましたけれども、今日はこのことにつきまして議論はこれまでといたしまして、是非今からの住民説明会の中で、どうぞ住民の皆さんのご意見をしっかりとつかんでいただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。以上です。それでは、今申し上げた合併期日の協議第120号はこれまでといたします。

・協議第96号 一般職の職員の身分の取扱いについて《協定項目》

会 長 続きまして、協議第96号一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。前回協議会で修正案をご説明をいたしました。それぞれの団体におかれまして、ご検討いただいたと思いますが、ご質疑、ご意見がございましたらお願いをいたしたいと思っております。どうぞ、お手をあげてください。よろしゅうございますか。どうぞ、八太さん。

八太委員 久居市です。お願いします。今、お話をいただいております一般職員の身分の取扱

いについての協議第 96 号でございますが、私どもの議会につきましては、職員数については、新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとするところが具体性に欠ける。財政計画では 600 人の職員数削減を打ち出しており、「定員管理の適正化に努める」を「約 600 人の削減を図り、定員の適正化に努める」と明確にすべきではないか。また四役、議員を削減して効率化を図っているにも係らず、住民負担が増え、サービスが低下しているが職員には何の痛みも伴わない、具体的な計画を示すべきである。特にもう一つ、職員の削減は最大の合併効果であり、具体的な計画を示すことが必要であります。職員数の適正化計画を示してから審議をすべきである。もう一つ、具体的な組織等の計画が示されない限り議会としては議論することはできない。こういうことでございますので、私ども久居市議会はもう一度継続にさせていただいて、何べんでも継続ということではございませんので、もう一度審議をさせていただけるようにお時間をいただければありがたいと思います。そして、次には、結論が持てるように、議論をしていただくように私からも議会にお願いするつもりでございますので、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。そんなことも含めて、やっぱり執行部からの説明もしっかりしていただきながら、皆さんの前で賛否をはっきりさせていただきたい、このように考えております。くどいようでございますが、今も合併の期日の問題が出ていますけれども、久居市議会は、くどいようでございますが、壊すのが目的ではございませんので、どうぞよろしくご配慮いただきたいと思います。以上。

会 長 他、いかがでしょうか。はい、どうぞ、水谷さん。

水谷委員 2 点ほど質問したいんですがね、先ず、この調整内容の中で、職員ということはかなり使った表現になっているんですが、職員という規定の範囲です、それについて、例えば、嘱託とか臨時の範囲も含んでいるのかどうか、その辺の見解をお聞きしておきたい、それによって、後の考え方が変わってくると思います。それから、私どもの方では、この問題について、いろいろと議論いたしました結果、合併ということを通じて賃金つまり給料が上がったというようなことが、例えば、あるということになると、これは住民感情非常に問題になってくる、だから、そういったことを含めていきますと、いつ、どの時点で調整をひくのかということが具体的に出ていない、そのことが住民説明会に入ったら必ず問題になってくるであろうというのが出ております。この 2 点についてお尋ねします。

会 長 ありがとうございます。質問にはまとめて答えさせますが、他、何かご質問ございましたら、じゃ、この辺で少しお答えしましょうか。葛西さん。

人事部会 人事部会長の葛西でございます。よろしくお願いたします。先ず、第 1 点目の久居市の議長さんからのご質問でございますが、調整の修正案につきまして、お読みしますと、職員数については、新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする記載しております。そういう中でご質問の具体性に欠ける。600 人の削減を明記してはどうかというご質問だったと思うんですが、確かに議長さんが言われるように、ごもっともな話であろうと人事部会としては思っておりますが、しかしながら、3,100 人が 600 人を減じまして、2,500 人でいいのかどうか、もっと縮減できるのではないのかという部分もございまして、なかなか、この時点で数値の明確化ということは私どもとしては難しいかなということで思っております。それから、河芸町さんのご質問でございますが、職員の定義につきましてということで、全て含まれるのか、嘱託員も全て含まれるのかということでございますが、河芸町さんの諸規定等を拝見して吟味したわけではございませんので、何とも申し上げられませんが、法の合併特例法 9 条によりますと、あくまで一般職員は引き継ぎされるという身分保障がなされておりますので、嘱託員であろうが、臨時であろうが、河芸町さんの諸規定の中に一般職という身分区分がございましたら、法に従いまして現行の規定の範囲の中で引き継がれるのではないかと考えております。それから、どの時点で、

なかなか合併期日が明確でないと、なかなか難しいんですが、17年になるか18年になるか、それによりまして、職員もいろいろ退職者も出てきます、そういう中で組織も含めまして、なかなか難しいというところは思っております。ただ、現在、津市が取り入れております担当制というのは、例式がございますので、そういう中で28万都市に相応しい組織体系、本庁、支所の関係の中で配慮して適当な時期に明確にお示しさせていただこうと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 ご質問にお答えをしたのですが、いかがでしょうか。具体的にご質問になった水谷さん、じゃ、ご要望も入れてご所見のあった八太さん。

八太委員 すいません。今説明をいただきましたように、2,500名以下にしていくということを確認にさせていただければ、それはそれでまた私ども持って帰って論議させていただくことだと思っております。それが明確でなかったもので、今申し上げましたように定員削減の適正化に努めるということをしきりとして欲しいということも含めて、やっぱり、今申し上げたように、議会なり四役なり、それから職員の削減もきちっと報告させてもらいながら、私どもも住民に向かって説明し、また議会にも説明を求めたいと思っておりますので、もう一度持ち帰らせていただければ、今説明をいただきましたことも含めて議会へ説明していただくことによって、理解が得られるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

会 長 八太さんから、こういうご意見がありました、皆さんいかがでしょうか。特に意見がありませんか。先ほど、120号も次にと申し上げましたので、この問題もう一辺よく議論したいとおっしゃられている久居市さんの意見に、あえて協議会長といたしまして、ノーとすることでもございませんので、じゃ、この問題どうぞしっかりとご議論なさってください。よろしゅうございますか。はい、そのようにさせていただきます。それでは、次ですね、どうぞ。

水谷委員 先ほど、ちょっとお尋ねいたしました、この嘱託、臨時という規定の範囲のことで、一般職ということのかかわりで、きちっと確認されておれば、それはその判断だということではありますが、行政にもそれぞれ取扱いについて、かなり差があるのかなという判断をしながらも、こういうこと言うのは、今まで景気のいいか悪いか左右されて臨時的に措置をしてきたことでサービスのありようによって、補完をしてきた部分があるわけですね。従って、逆に言うたら便利使いということも一面では表現上使えるかも分かりません。そういう方々の、やはり、処遇というものについて、単なる一般職かどうかということだけでいいのかどうか、つまり、合併というのは、特異なケースで生まれた、そういう枠組の問題でありますから、だから、そこでいくつかの問題について、少なくとも生活を守っていくという、そういう視点を住民にとってはたいへん大きなウエイトを持つというふうには、私は考えます。ある、ないにかかわらず、そういうのが対象の中に入って、これから何年か先の調整の段階でトータルされていくということであれば、やむを得んとしても、最初から、扱いが一般職でないんだからということで、ぱっきり切ってしまうということでもいいのかどうかという疑問があります。それについて、再度考え方があったらお聞きしておきたいと思えます。

会 長 はい。

人事部会 人事部会長でございます。一般職につきましては、ご承知のとおりであるということでございます。特別職にかかわっての嘱託員、臨時職員ということに相成りますと、やはり、法的には補償はなされておませんが、あくまで住民本位の行政サービスという部分に力点をさせていただきまして、人事部会、それから、分科会等で更に詳細に詰めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 いいですか。はい、ありがとうございます。じゃ、この件は先ほど僕が申し上げたように次の協議会ということにいたしましょう。でも、大分問題がずっと絞られてきておりますので、あんまりバックせんようなことをお願いします。

・協議第 107 号 各種事務事業の取扱いについて
その他（その 3）

会 長 それでは、協議第 107 号が各種事務事業の取扱いについて その他を議題といたしたいと思います。これは前回協議会で一志町さんの問題でございましたね。その後事務局当たりといろいろと話し合いをしていただいたと思うし、また議会でのお話もあったと思います。それじゃ、ちょっと、その辺のところをお願いします。

豊田委員 一志町でございます。先般の協議会で一志町で持ち帰らせていただきたいというようなご提案をさせていただきまして、ご了解を得たわけでございますが、最初に申し上げますと、この調整案に対して、原則的には調整案で結構でございます。しかしながら、その一志町が無償貸与をするというような中味の中で、これは私ども一志町とケーブルテレビ津ケーブルさんとの交渉の範囲の中でやっていきたいということで今後、これは協議会の項目の中ではございませんので、そういう形で津ケーブルさんと一志町との再交渉をしたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

会 長 はい。かしこまりました。いいですね。それでは、107 号につきまして、今豊田さんがおっしゃったことを含めまして確認をいたしたいと思います。
(異議なし)

・協議第 121 号 新市建設計画について《協定項目》

会 長 次に、協議第 121 号新市の建設計画についてを議題といたします。この項目の調整の内容は、新市の建設計画は、別添の新市まちづくり計画に定めることとする。なお、新市において具体的に事業を実施するに当たっては、合併前の各市町村の総合計画等に位置付けられていた事業等は尊重されるものとする。こういうふうにしております。この内容につきまして、5月6日に議会議員の定数及び任期の取扱い、これをご提案申し上げます中で、委員の皆さん方のご懸念の解決策といたしまして、新市まちづくり計画についての考え方を文書でご説明をいたしたものであります。その中で、新市まちづくり計画の具体化につきましては、今後 10 の市町村長で協議をすること、こういうお示しをした内容を踏まえた提案となっておりますので、ご理解をいただきたい、こんなふうに申し上げたところでございます。その後、いろいろと幹事さんなり、それから、部会の方々と考え方の具体についても、いろいろお話し合いをしていただいたと思いますので、私としては概ねご理解をいただいたと、こんなふうに思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。それでは、どうぞ、豊田さん。

豊田委員 一志町でございます。調整の内容でございませけれども、なお書きについて、あまり大きな枠組という形で、もう少し具体的な内容についても、ここに記載をしてはどうかというような意見が多数出ましたので、ここでご異論を申し上げまして、また一度そういう点についてお考えをいただきたいと思います。

会 長 今、なお具体的にというお考えをご披露いただいたんですけれども、このことにつきましては、ずっと、いろいろお話をしてまいりました。それで、私もそんなふうにとりましまして、いろんな形で皆さんのところの総合計画等に記載されていますこともお聞かせをいただいたり、いろいろ、してまいりまして、さてそういうリストが皆さんのところの大事のものも順番に拝見していきますと、本当に 10 集まって 1 つの市になる、その時に、お互いに一番大事なやつが一個ずつ出てきて同じようなものが、それぞれの市町村にずらずらと並んだ時に、果たしてそれでええのか、いろいろな問題がございますので、新市としては新市として、また住民の皆さん方にこれが大事だという事業が出てくると思います。それがその時に、いろいろプライオリティーがいろいろ皆さんの計画の中にあるどれかをとらえた時に 10 市町村の住民の皆さんにと

って、これが一番ということが、おそらく選択されていくだろうと思いますので、方向性は大事にしたいと思いますが、今ここで旧の何町何所に何をどれぐらいのという、そういうかなり具体的なところは、お互いに議論はしてまいりますけれども、こうだという、いわば、私たちの言葉で申し訳ありませんが、お約束をした債務負担行為的なものには、なかなか新市に対して、し辛いではないかということで、豊田さんのご所見よく分かりますが、またそれは10人の実際に仕事をしていく首長の中で詰めてお互いしていきたいと思いますので、ご承知いただきたいと思います。

(異議なし)

会 長 それでは、この項につきまして、原案の内容で確認をさせていただきます。本日の協議事項は以上でございます。また少し先に送ったものもありますので、もう協議会は先送りばかりしてると言われても、それが私がまとめの不行き届きでお詫びを申し上げますが、何とか前向きにきちんと皆様の、常々私が申し上げているいい気持ちでの合併に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。それでは、次に、会議次第の4住民説明会の資料について、事務局がご説明を申し上げます。

4 住民説明会の資料について

事務局長 はい。会議資料の10ページ、11ページをご覧くださいと、住民説明会の日程表が書いてあります。7月7日が津市から始まりまして11ページの7月29日河芸町、ということで75会場ぐらいになるかと思いますが、ここでお願いをいたします。それと、ここに協議会で作りまして、みんなで創ろう!!新・津市ということで、下の方に16年7月と市・町・村、とこう書いてありますけれども、また各市町村の名前を書き入れていただきたいと思います。それから、もう1つ、新市まちづくり計画概要版これもございます。これも同じく各市町村の名前を入れていただきたい。データで作ってありますので、よろしく願いしたいと思います。これを基本として各市町村で更に説明されるということがございましたら、追加して説明していただきたいと思います。以上でございます。

会 長 説明は以上のとおりでございます。是非先ほどの合併期日につきましても、説明会で提案趣旨等説明をしていただきまして、是非意思決定をお願いをいたしたい、こんなふうに思います。それでは、次に会議次第の5次回協議会の日程についてをお諮りをいたしたいと思います。説明してください。

5 次回協議会(第29回)について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成16年8月2日(月) 午後1時

場 所 津センターパレス 5階 津市センターパレスホール

会 長 また、8月2日というのも先のように、すぐ参りますが本当にお忙しい中、申し訳ありません。よろしく願いをいたしたいと思います。それでは、本日予定をいたしております事項は以上でございます。ありがとうございました。円滑に議事を進めることができました。どうぞ委員の皆様方よろしく願い申し上げたいと思います。終わります。

平成 16 年 7 月 29 日

署名委員 1号委員 一志町長

前 山 禮 三 印

2号委員 美杉村議会議長

今 井 幹 雄 印

3号委員

木 下 美佐子 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。